

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

住宅ローン減税が住民税からも

Q : 今年度の税制改正では、住宅ローン減税で控除し切れなかった税額がある場合には、住民税から控除できるようになるそうですが、どのようになっているのですか？

A : 減額申請書を提出すれば適用が受けられます。

【解説】

住宅ローン控除とは、住宅を取得した年から10年間、所得税額から一定の税額を控除してくれる制度です。平成17年に住宅を取得した場合でしたら、1年目から7年目までは最大40万円、8年目から10年目までは最大20万円控除されます。

このように住宅ローン控除は、所得税額から税額を控除する制度なのですが、今年度の税制改正で所得税から住民税に一部税源移譲が行われるため、所得税額で控除しきれなくなるというケースも想定されることから、その場合に備えて住民税からその控除できなかった税額を控除できるよう手当されました。

しかし、市町村では、どの人が適用対象者であるか判断できませんので、適用を受けるには「減額申請書」を提出することになっていますので、この点注意してください。確定申告をする人は、申告の際に提出すればいいですが、確定申告を行わない人は、各市町村で申請書を入手して提出しなければなりませんので忘れないようにしてください。

なお、この取扱いは今のところ平成18年度までの適用者についてだけで、平成19年以後についてはまだ決まっていません。

